徳島県告示第三百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年九月十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
アドボケイト株式会社	徳島市方上町中須賀三一番地一	なずな訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目一一ダイバーシティビル二〇五	介護予防訪問看護	令和元年九月一日
医療法人三輝会	同　南田宮四丁目三番九号	稲山病院	同　南田宮四丁目三番九号	介護予防訪問リハビリテーション	同